

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

令和7年10月20日
柴田町財政課

令和7年2月1日に改正施行された建設業法施行令において、主任技術者を専任としなければならない請負金額が引き上げられたことに伴い、現場代理人の常駐義務緩和の対象金額も4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）に引き上げます。

1 対象となる工事

次の条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- (1) 本町が発注する工事請負契約であること。
- (2) 各々の請負代金額が4,500万円(建築一式の場合は9,000万円)未満であること。
- (3) 兼務している期間中は、いずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営及び安全管理等を行う連絡員を滞在させること。

2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務届（別記様式）を各々の工事発注担当課に1部ずつ提出すること。

（届出書に、工事請負契約書の写しを添付してください。）

3 実施時期

令和7年10月20日以降に契約締結する工事から適用します。

ただし、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、現場代理人兼務届を工事発注担当課に届け出るにより適用します。

担当：財政課契約財産班
内線 2 2 2